

2027年国際園芸博覧会
持続可能性に配慮した調達コード
通報受付対応要領（案）



2024年9月時点

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

目次

1	趣旨.....	1
2	目的.....	1
3	基本原則.....	1
4	実施体制.....	1
5	対象案件.....	2
6	通報者.....	2
7	通報の受付期間.....	3
8	通報の手段.....	3
9	通報の内容.....	3
10	通報受付窓口における案件処理のプロセス.....	4
11	持続可能性有識者委員会への報告.....	6
12	情報公開.....	6
13	広報.....	6

1 趣旨

2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の通報受付窓口を設置するとともに、通報受付対応要領（以下「本要領」という。）を定めます。

2 目的

調達コードの通報受付窓口は、以下の目的のために設置されます。なお、本要領において「当事者」とは、調達コードを遵守していない（可能性のある）者、及び調達コードの不遵守によって負の影響を受ける（可能性のある）者をいいます。

- (1) 調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、それらの迅速かつ適切な解決に向けて、必要な対応を公平かつ透明性をもって実施すること。
- (2) 特に調達コードの不遵守を理由として生じた問題に関して、当事者等の合意に向けて、当事者間の建設的な対話を促進するなどして、適正な改善を図ること。

3 基本原則

本要領は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」において「非司法的苦情処理の仕組み（グリーンパス・メカニズム）の実効性基準」として示されている、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続可能な学習源、関与と対話に基づくことを基本原則とします。

4 実施体制

4.1 協会

協会は、上記「2 目的」を達成するため、「3 基本原則」に基づき、調達コードの通報受付窓口を設置し、その運用業務を実施します。

協会は、通報受付窓口の運用に当たり、必要に応じて、協会が調達する物品・サービス・工事等のサプライヤー、協会がライセンス契約した2027年国際園芸博覧会（以下「本園芸博」という。）のライセンス商品のライセンシー、及び本園芸博への出展者等（以下「サプライヤー等」という。）に対して、通報処理の円滑な実施に協力して対応するよう求めます。

4.2 持続可能性有識者委員会

持続可能性有識者委員会（以下「委員会」という。）は、通報受付窓口における通報の受付状況、処理状況等について、協会より報告を受け、通報受付窓口が効果的に運用されるよう、協会に助言します。

委員は、通報受付窓口の運用に当たり、協会の求めに応じて、専門的知見に基づく立場から、以下の(1)～(3)に基づき助言します。

- (1) 委員は助言等を行うに当たって、持続可能性の理念のほか、調達コード、及び本要領の趣旨を十分理解するとともに、その所属する組織等を代表せず、あくまで公正中立の立場にある一個人として、その責務を果たすべきことを十分に認識した上で、当該処理案件の円滑・迅速かつ適切・実効的な解決を図るべく行動することが求められます。
- (2) 委員は、会議、又は委員としての職務上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とします。
- (3) 委員に対して専門的知見に基づく立場からの助言を求める場合には、協会の謝金等支払基準に定めるところにより、謝金、及び必要な交通費を支給します。なお、謝金等は、委員会の開催ごと、年度ごと、又は案件の対応が終了するごとにまとめて支払うこととします。

4.3 サプライヤー等

サプライヤー等、とりわけ一次サプライヤーについては、調達コードにおいてサプライチェーンに対する調査・働きかけが求められていることを踏まえ、調達コードの遵守はもとより、本要領を十分理解し、その円滑な実施に協力して対応することが求められます。

5 対象案件

本通報受付窓口は、協会が調達する物品・サービス・工事、及びライセンス商品（協賛企業から調達するものを含む）（以下「調達物品等」という。）、及び出展者等が本園芸博に関連して調達する調達物品等に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報（調達コードの不遵守、又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもので、サプライチェーンにおけるものを含む。）について取り扱うことができるものとします。

6 通報者

調達コードの不遵守の結果として、負の影響を受けた、又は相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者（個人、グループ、又はコミュニティ）をはじめとする、あらゆるステークホルダー（代理人を含む。）が、通報を行うことができます。また、通報者に対し、通報したことを理由とした報復行為は、調達コードで禁止されています。

7 通報の受付期間

通報の受付期間は、通報受付窓口の設置日から 2027 年 12 月 31 日までとします。なお、調達コードの不遵守に関する事実が通報の受付期間より前に生じたものであっても、本通報受付窓口の対象案件として取り扱うことができるものとします。

8 通報の手段

通報は、書面により、協会が指定する専用のメールアドレスで受け付けます。ただし、上記メールアドレス等にアクセスできる環境にない者については、協会が指定する場所への郵送によって通報できることとします。通報の書面には、以下「9 通報の内容」に掲げる各事項を記載する必要があります。通報の言語は、日本語、又は英語とします。

9 通報の内容

通報の書面には、以下の各事項が日本語、又は英語で記載されていることが必要です。なお、必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細の確認を行います。

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mail アドレス）

※通報は本名で行い、連絡先を明記する必要があります。ただし、通報者の情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨を記載することができます。

(2) 被通報者に関する情報

※「被通報者」とは、当該通報において、調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指します。

- ・ 被通報者の氏名、又は名称
- ・ 被通報者の住所・連絡先
- ・ 通報者と被通報者との関係（例：雇用主とその従業員）

(3) 協会、又は出展者等が調達する調達物品等を特定するに足る情報

- ・ 調達物品等の種類・名称、製造、若しくは販売事業者の名称、又は名称等のみで特定が困難な場合は調達物品等が特定できる特徴等
- ・ 製造や納入の時期、ロット番号等（可能な限り詳細な情報を記載してください。）

(4) 現実に生じた負の影響、又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容

- (5) 通報者が考える不遵守の具体的事実（当該不遵守が、上記(3)の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含みます。）、及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項
- (6) 調達コードの不遵守と負の影響の因果関係
- (7) 通報者が期待する解決策
- (8) 被通報者との対話の事実
 - ※当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められます。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為に関する事実関係については、日時・相手方・対応の内容などを可能な範囲で詳細に記載してください。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、その事情を記載してください。
- (9) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は本通報受付窓口における手続が行われている案件に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）

10 通報受付窓口における案件処理のプロセス

通報受付窓口における案件処理の標準的なプロセスは、以下(1)～(6)のとおりです。このプロセスを基本として処理しますが、案件の内容・性質等に応じて、複数の手続を並行して行ったり、又は一部の手続を省略したりすること等があります。

また、当事者（又はその代理人）が特定され、対話による解決が適切かつ可能な場合には、案件処理のプロセスにおいて当事者による対話（当事者の代理人が参加する場合を含む。以下同様。）の機会が設けられます。

(1) 通報、及びその受付

通報者は、上記「9 通報の内容」に掲げる各事項を記載して、協会のメールアドレスに送信する方法で通報し、協会はその受信をもってこれを受け付けます。

書面で通報する場合は、協会の指定する場所への郵送・配達により、通報、及びその受付を行います。書面の記載内容は、別に定める「通報フォーム」のとおりとします。

(2) 処理開始案件の審査

協会は、受け付けた通報について、上記「5 対象案件」、「7 通報の受付期間」、「8 通報の手段」、及び「9 通報の内容」に照らして処理を開始するか審査します。協会は、その審査に当たっては、必要に応じ、委員会の委員に対して、専門的知見に基づく立場からの助言を求めます。

協会は、通報者に対し、処理を開始するか否かを通知します。通報の処理を進めない場合においても、その事実とその理由を通報者に通知します。またその場合、協会は、可能な範囲で、他のグリーンバンス・メカニズムに関する情報を提供します。

なお、中傷目的等悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、競争有利を得るために作られた通報、その他本通報受付窓口における処理を開始することが明らかに適切でないと思われる場合、必要に応じ、委員会の委員に対して、専門的知見に基づく立場からの助言を求めた上で、処理を開始しないことがあります。

(3) 情報収集

協会は、上記(2)において処理を開始すると判定した案件について、当事者等からそれぞれ情報を収集・整理します。その際、協会は、被通報者との双方向の対話を通じて積極的な協力を求めつつ、当事者の見解をバランス良く聴取し、中立性への信頼を損なわないよう各当事者への個別ヒアリングを行うとともに、必要関係文書を入手し、論点を整理します。

協会は、必要に応じ、現地調査を実施します。現地調査では、通報対象に関連し、追加の情報収集を行います。協会は、必要に応じ、委員会の委員に対して専門的知見に基づく立場からの助言を求めます。協会は、必要に応じ、その他の専門家等の第三者の知見も得ることで、情報収集や当事者間の対話の一助とします。

なお、情報収集の結果、国家による司法的・非司法的手続、企業等によるグリーンバンス・メカニズムなど他の紛争処理手続において係争中、又は係争終了済みであって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口における手続の争点が実質的に同一であることにより、本要領の目的に照らし本通報受付窓口における手続を進める必要がないと認められる場合や、実質的に同一の案件について、既に本通報受付窓口における手続が行われている場合については、必要に応じ、委員会の委員に対して専門的知見に基づく立場からの助言を求めた上で、通報の処理を進めないことがあります。

(4) 当事者間の対話

協会は、当事者間の対話の機会を設け、上記(3)で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、当事者間の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促します。

委員会の委員は、必要に応じ、助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援します。なお、労使間の対話等、他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断される場合には、協会は当事者の意向等を確認した上で同メカニズムの利用を求めることができることとします。

協会は、当事者に対し、対話の手続方法（直接対面、電話会議、メールのやり取りによる対話等）と標準処理期間を通知するとともに、手続の進捗状況については、随時当事者への連絡を行います。処理手続開始から対話完了までの標準処理期間は、2か月程度を目安とします。ただし、案件の内容や性質等によっては、これ以上の処理期間を要する可能性もあります。

(5) 改善措置

情報収集、及び当事者間の対話の結果、被通報者による調達コードの不遵守が認められた場合、協会は、被通報者等に対して改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求めます。被通報者は、当該期間内に改善計画書を提出した上、協会から承認された計画書に従って改善に取り組み、改善措置の進捗状況、及び結果を計画書に基づき協会に報告します。

また協会は、改善計画や改善措置の進捗状況、及び結果について、必要に応じて、関係者に通知します。改善計画について、進捗の遅れや不作為があった場合には、協会は、必要に応じて、事実関係の確認等を行います。

(6) 通報案件の処理完了の判断

協会は、被通報者から上記(5)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の処理プロセスが完了したことの判断を行います。処理が完了した案件は、関係者にその旨を通知します。

上記、各手続の過程において、案件の解決、通報の取下げ、調達コードの不遵守の事実が確認できない場合、上記の手続を継続しても解決が見込めない場合、又は当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる場合等、協会が相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスを終了することを判断できることとします。

11 持続可能性有識者委員会への報告

協会は、通報処理案件について、定期的に通報の受付状況、処理状況、及び結果の概要等を取りまとめ、委員会に報告します。

12 情報公開

- (1) 協会は、通報の受付状況、処理状況、及び結果の概要等について、委員会による助言を踏まえた上で、協会のウェブサイト上において、通報者が公開を望まない場合を除き、原則として公開します。ただし、中傷目的等悪意のある通報や、競争有利を得るために作られた通報等、公開が適切でないと判断される情報については、公開しないものとします。
- (2) 上記(1)の情報は定期的に更新します。なお、情報公開に当たっては、個人のプライバシー等に十分配慮します。
- (3) ウェブサイトで公開される情報の言語は、日本語、及び英語とします。

13 広報

協会は、本要領をウェブサイト公開するなど、通報受付窓口の存在や活動内容が広く認知されるように努めます。

附 則

- 1 本要領は、2024年X月X日から施行します。